

# 県議会議員竹田市選挙区補欠選挙

令和3年5月16日執行

# 竹田市選挙区補欠選挙

## 1 選挙長及び選挙長職務代理者に関する調

選挙長 海老納 眞 則

選挙長職務代理者 木 村 信 義

## 2 事務処理日程表

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	選挙長、県選管併任を受けた市選管	竹田市選挙管理委員会
3	26	金	51	○土居県議辞職 ※1		
	29	月	48	○議員の欠員通知 ※2 (県議会議長から県選管委員長あて)		
	30	火	47	○選挙事由発生の告示(法143⑨、法199の5④) ○選挙管理委員会(14時～ 県選管室)		
	31	水	46	○選挙人名簿登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等の告示及びその写しを市選管へ送付(令14②) ○選挙運動用ポスターを掲示することができる日の告示(法144の2⑤⑩)		○選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等の告示の写しの掲示(取規70)
4	10	土	36			(市長・市議選 選挙人名簿登録)
	11	日	35			(市長・市議選 告示)
	15	木	31	○選挙管理委員会(14時～ 県選管室)		
	16	金	30			○ポスター掲示場設置総数の減少協議期限(法144の2⑨、執規34の12)
	18	日	28			(市長・市議選 投開票)
	21	水	25	○市・振興局選挙事務打合せ (13時30分～ 竹田市役所)	○左記会議に出席	○左記会議に出席 ○投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げの届出期限(法40②、取規21)
	23	金	23		○政党・立候補予定者説明会 (13時30分～ 竹田市役所)	
27	火	19		○立候補届出事前審査(~5月3日まで)		
5	1	土	15	○投票用紙印刷 ○投票用紙等予備分の納品(県選管室)		○投票用紙等の納品(市選管)
	2	日	14			
	3	月	13	○選挙公報原稿事前審査分受領(~4日まで)	○立候補届出事前審査完了 ○選挙公報事前審査分を県選管に送付	
	6	木	10	○選挙人名簿登録者数の報告受(13時まで) ○ポスター掲示場の設置完了報告受(13時まで) ○選挙運動費用法定限度額を市選管へ通知	○立候補届出受付事務打合せ及び公営物資配付準備完了	○選挙管理委員会 ○選挙人名簿登録基準日(法22③) ○選挙人名簿登録日(法22③) ○選挙人名簿登録者数を県選管へ報告(13時まで) ○選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示(自治法74~76、80、81、86、地教行法8、合特法4、5) ○ポスター掲示場設置完了(午前中)を県選管へ報告(13時まで)(執規34の5③) ○ポスター掲示場設置場所の告示(法144の2⑩、執規34の5③)

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	選挙長、県選管併任を受けた市選管	竹田市選挙管理委員会			
5	7	金	9	<p><b>〔告示及び通知等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県議会議員選挙の期日の告示(法34⑥)</li> <li>○投票用紙の様式の告示(法45②)</li> <li>○不在者投票用封筒等に押すべき印の告示</li> <li>○不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法の告示</li> <li>○選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等の告示(法197の2①②)</li> <li>○政治活動用ポスターの確認の方法の告示(法201の11④、政規5)</li> <li>○選挙運動用ビラに貼る証紙の様式の告示(法142⑦、執規31の2)</li> <li>○選挙長及び同職務代理者の選任の告示(法75、令80、81)</li> <li>○選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所の告示</li> <li>○開票事務と選挙会事務との合同の告示(法79①②)</li> <li>○選挙会の場所及び日時等の告示(法77、78)</li> <li>○選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時等の告示</li> <li>○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数の告示(自治法74～76、80、81、86、地教法8、合特法4、5)</li> <li>○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示(法196)</li> <li>○期日前投票所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示表の審査</li> <li>○選挙公報の掲載順の報告受</li> </ul>	<p><b>〔選挙長の告示及び通知等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○立候補(推薦)の届出、辞退、死亡等の告示及び県選管へ報告(法86の4⑩)</li> <li>○候補者の氏名等を市選管並びに候補者の住所地の市町村長及び選管並びに本籍地の市町村長あて通知(令92、取規56)</li> <li>○候補者が辞退、死亡等した場合の市選管あて通知(令92)</li> <li>○選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時の告示(法76、62⑥)</li> <li>○選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時の通知</li> </ul> <p><b>〔各種届出、受理等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○立候補(推薦)届出受付(選挙長)(法86の4①②)</li> <li>○立候補(推薦)届出辞退期限(選挙長)(法86の4⑩)</li> <li>○選挙立会人の届出受理開始(法76、令82)</li> <li>○選挙事務所の設置、異動届出受理開始及び県選管へ報告(法130②)</li> <li>○出納責任者の選任、異動及び同職務代理者の届出受理開始及び県選管へ報告(法180③、182①、183③)</li> <li>○報酬の支給を受けることができる事務員等の届出受理開始(法197の2⑤)</li> <li>○選挙運動に従事する者等に支給することができる実費弁償の最高額等の候補者あて通知(法197の2①②)</li> <li>○選挙運動に関する支出金額の制限額の候補者あて通知(法196)</li> <li>○公営物資の交付</li> <li>○選挙公報の掲載順のくじの実施</li> <li>○政治活動用ポスターの検印(法201の11④)</li> </ul>	<p><b>〔告示及び通知等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投票管理者及び同職務代理者の選任、その者の氏名及び住所の告示並びに選挙長あての報告(令25、取規19)</li> <li>○期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任、その者の氏名及び住所の告示並びに選挙長あての報告(令49の7、25、取規19)</li> <li>○期日前投票所の場所等の告示(法48の2⑥、41①)</li> <li>○投票立会人の選任及び本人あて通知(法38①)</li> <li>○投票立会人の住所、氏名等を投票管理者あて通知(令27)</li> <li>○投票所の告示並びに選挙長及び投票管理者あて通知(法41、取規20)</li> <li>○投票所の開閉時刻の繰上げ、繰下げの告示及び投票管理者あて通知(法40②)</li> <li>○投票記載所等の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示(法175③、掲規9)</li> <li>○立候補(推薦)届出に関する通知を受けた場合の投票管理者及び開票管理者あて通知(辞退、死亡、却下等の場合を含む)(令92②①)</li> <li>○候補者が死亡した場合の選挙長あて通知(市長)(令92④①)</li> <li>○候補者が被選挙権を喪失した旨の通知を受けた場合の選挙長あて通知(法11③、29①、令92⑤①)</li> <li>○個人演説会開催申出の旨を施設管理者あて通知(令115)</li> <li>○個人演説会開催の可否の旨を町選管及び候補者あて通知(施設管理者)(令117①)</li> <li>○個人演説会の施設使用予定表受理(令118)</li> <li>○個人演説会の施設の設備(施設管理者)(令119①)</li> <li>○施設使用料の協議、決定及び公表(施設管理者)(令121)</li> <li>○投票記載所の氏名等の掲載順序を定めるくじの実施(法175③)</li> </ul> <p><b>〔各種届出、受理等〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙事務所の設置、異動届出受理開始(法130②、令108)</li> <li>○公営施設使用の個人演説会開催申出受理開始(法163、執規25)</li> <li>○公営施設以外の施設使用の個人演説会開始(法161の2)</li> <li>○ポスター掲示場に掲示開始(執規34の7)</li> <li>○投票所入場券の調製(令31、取規23)</li> <li>○選挙人名簿の登録に関する異議申出期限(法28の2①、24①)</li> <li>○期日前投票所及び不在者投票記載所の氏名掲示表の審査受</li> </ul>			
				8	土	8	○選挙公報印刷、市選管へ配付		○期日前投票・不在者投票開始 ○期日前投票所等の氏名等掲示の開始 ○選挙公報受領
				9	日	7			○公営施設使用の個人演説会開始(法163)
				12	水	4			○郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求期限(令59の4①) ○期日前投票者数(～11日まで分)を県選管へ報告(9時30分まで)

月	日	曜日	期日前日数	県選挙管理委員会	選挙長、県選管併任を受けた市選管	竹田市選挙管理委員会
5	13	木	3		○選挙立会人届出期限(法76、62①)	○投票立会人の選任及び本人あて通知期限(法38①) ○投票立会人の氏名等を投票管理者あて通知(令27)
	14	金	2		○選挙立会人として届出のあった者が10人を超えたとき等のくじの実施(法76、62②④) ○選挙立会人が3人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知(法76、62⑧)	
	15	土	1	○選挙公報の各世帯配布完了の報告受 ○選挙当日有権者概数の報告受 ○選挙運動終了(法129)		○選挙公報の各世帯配布期限(条例5①) ○選挙公報の配布を完了した旨確認のうえ、県選管へ報告(17時まで) ○期日前投票・不在者投票終了 ○投票所設備完了(令32、取規22) ○選挙人名簿(抄本)を投票管理者あて送付期限(令28) ○選挙当日有権者概数を県選管へ報告(13時まで) ○投票所から300m以内にある選挙事務所を確認のうえ県選管あて報告(14時まで) ○期日前投票者数(～14日まで分)を県選管へ報告(9時30分まで)  【投票日前日に当たっての確認事項】 ○投票所の設備、投票管理者及び事務従事者の職務等周知したか ○投票用紙、諸物品等は枚数確認のうえ交付したか ○選挙人名簿の抄本の整理は十分か
	16	日	0	○投票日 ○開票日 ○投票開始までに投票所から300m以内の選挙事務所閉鎖命令(法134①) ○投・開票状況の報告受	○投・開票状況(中間・確定)の速報(取規29②、49②③) ○選挙会の開催(法80①) ○選挙録の作成(法83)	○投票所から300m以内の選挙事務所閉鎖命令(投票開始まで)(法134①) ○投票立会人が2人に満たないとき等の補充選任及び本人あて通知(投票管理者)(法38②) ○期日前投票者数(確定分)を県選管へ報告(9時30分まで) ○選挙当日有権者数を県選管へ報告(遅くとも20時まで) ○投・開票状況(中間・確定)の速報(取規29②、49②③) ○投票録の作成(法54)  【投票管理者に対する確認事項】 ○立会人、事務従事者は席に着いたか ○投票用紙を用意したか ○氏名揭示表は掲示されているか
	17	月	-1		○選挙録を県選管へ提出 ○当選人の住所、氏名、得票数等を県選管へ報告(選挙長)(法101の3①)	
18	火	-2	○選挙管理委員会(10時30分～ 県選管室) ○当選人に当選の旨の告知並びに当選人の住所及び氏名の告示(法101の3②) ○当選証書の付与(11時～ 議会第6委員会室) (法105①) ○当選人の報告(知事あて)(法108①)			
31	月	-15	○選挙の効力に関する異議申出期限(法202①)	○選挙運動費用収支報告書提出期限(法189①)		
6	1	火	-16	○当選の効力に関する異議申出期限(法206①)		○選挙管理委員会 ○選挙人名簿登録基準日(法22①) ○選挙人名簿登録日(法22①) ○選挙人名簿登録者数を県選管へ報告(16時まで) ○選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示(自治法74～76、80、81、86、地教法8、合特法4、5)
	2	水	-17		○供託物の返還請求(令93②)	

### 3 選挙人名簿登録者数に関する調

市名	区分	令和3年5月6日現在選挙人名簿登録者数		
		男	女	計
竹 田 市		8,500	9,778	18,278

### 4 候補者及び当選人に関する調

候補者氏名 (通称名)	本籍	住所	年齢	党派 (新現元)	職業	届出 の別	当落 の別
井 英 昭 (井 ひであき)	大分県	大分県竹田市久住町大字久住	48歳	無 所 属 (新)	衣 料 品 販 売	本人	落
佐 田 啓 二	大分県	大分県竹田市大字穴井迫	66歳	無 所 属 (新)	農 業	本人	落
吉 竹 悟 (吉竹 さとる)	大分県	大分県竹田市久住町大字有氏	62歳	無 所 属 (新)	会 社 員	本人	当

### 5 投票結果に関する調

投票結果	選挙当日有権者数			投票者数			棄権者数			投票率(%)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	8,350	9,656	18,006	5,029	5,634	10,663	3,321	4,022	7,343	60.23	58.35	59.22

### 6 開票結果に関する調

開票結果	区分	候補者別得票数	有効投票数	無効投票数	投票総数	持帰り・ その他	投票者総数
	候補者氏名						
	吉 竹 さとる	3,722	10,560	95	10,663	0	10,663
	井 ひであき	3,529					
佐 田 啓 二	3,317						

### 7 選挙運動に関する支出金額の制限額調

5,417,100円

## 8 選挙管理委員会告示(写)

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">大分県報</h1>	令和三年 号外(七) 三月三十日 (火曜日)
	(火曜日)
目次	
選挙管理委員会告示 大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙の事柄の発令……………一	
○選挙管理委員会告示	
大分県選挙管理委員会告示第十三号 令和三年五月二十九日公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定による大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙の事柄の発令。 令和三年三月三十日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	

令和三年三月三十日

大分県報号外(選挙告示)

一

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">大分県報</h1>	令和三年 号外(六) 三月三十一日 (水曜日)
	(水曜日)
目次	
選挙管理委員会告示 大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができ………一 大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等……………一	
○選挙管理委員会告示	
大分県選挙管理委員会告示第二十二号 令和三年五月十六日執行予定の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。 令和三年三月三十一日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 公職の候補者の立候補の届出があった日 ~~~~~	
大分県選挙管理委員会告示第二十三号 令和三年五月十六日執行予定の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。 令和三年三月三十一日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 一 被登録資格の決定の基準となる日 令和三年五月六日。ただし、年齢条件については、同年五月十六日とする。 二 登録を行う日 令和三年五月六日	

令和三年三月三十一日

大分県報号外(選挙告示)

一

# 大分県報

令和三年  
第二〇五号  
五月七日  
(金曜日)

目次	
告 示	
大分県選挙区補欠選挙の執行	一
大分県選挙区補欠選挙に用いる投票紙の様式	二
大分県選挙区補欠選挙に用いる大分県選管封筒等に押すべき印の押印の方法	三
大分県選挙区補欠選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる手帳等類の最高額等	三
大分県選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法	四
大分県選挙区補欠選挙における選挙運動ビラに貼る証紙の様式	四
大分県選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	四
大分県選挙区補欠選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	四
大分県選挙区補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同	五
大分県選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時	五
大分県選挙区補欠選挙における選挙会紙の掲載文の掲載の順序を定めることを行う場所及び日時	五

令和三年五月七日

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数が三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し得た数）その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	五
大分県議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	六
公 告	
令和三年度畜物動物取扱者試験の実施	六
土地改良区の役員（就退任二件）	七
開発行為の完了	八
競争入札参加者の資格に関する公示	八
一般競争入札の実施	九

**○ 告 示**

**大分県告示第三十八号**  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県選挙区補欠選挙に用いる投票紙の徴取事務を委託した。  
令和三年五月七日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称  
大分市豊満一丁目一番九号  
特定非営利活動法人みなとまつくり  
理事長 橋 本 均

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

**大分県告示第三十九号**  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県大分地区のコンテナターミナルの選挙運動の使用に係る使用料の徴取事務を委託した。  
令和三年五月七日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県報（告示）

一

令和三年五月七日

大分県報（告示・選挙委員会告示）

二

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称  
大分市大字大在六番地  
株式会社大分国際貿易センター  
代表取締役社長 藤 澤 崇 資

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

**大分県告示第三十四号**  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県西大分地区駐車場の使用に係る使用料の徴取事務を委託した。  
令和三年五月七日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称  
北九州市小倉南区湯川二丁目九番二十三号アノ株式会社北九州支店内三階  
アノマネジメントサービス株式会社北九州営業所  
所長 中 野 豪

二 委託期間  
令和三年四月一日から同年十月三十一日まで

**大分県告示第三十四号**  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港豊栄三号上屋の使用に係る使用料の徴取事務を委託した。  
令和三年五月七日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称  
別府市新港町九百四十二番五号  
株式会社おいた観光サービス  
代表取締役 奥 村 伸 幸

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

**大分県告示第三十四号**  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港北浜ヨットハーバーの選挙運動の使用に係る使用料の徴取事務を委託した。  
令和三年五月七日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称  
出口県庁前市港町二丁目十三番五号  
株式会社ササキコーポレーション  
代表取締役 佐々木 勝 吉

二 委託期間  
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

**大分県告示第三十三号**  
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、未広一丁目地区市街地再開発組合から次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があった。  
令和三年五月七日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 理事長の氏名  
河 野 茂 喜

二 理事長の住所  
大分市大津町一丁目三番三号

**○ 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

**大分県選挙管理委員会告示第二十七号**  
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百三十三条第一項の規定による大分県議員竹田市選挙区補欠選挙を次のとおり執行する。  
令和三年五月七日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙期日 令和三年五月十六日

二 選挙すべき議員の数 一人



**大分県選挙管理委員会告示第二十八号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式  
 次のとおり定めた。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和三年五月十六日執行  
 大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙投票用紙

大分県選挙管理委員会之印

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 二 候補でない者の氏名は、書かないこと。

氏名

候補者氏名

備考  
 一 用紙はだいたい色とし、黒色のインクで印刷する。  
 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。  
 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、黒字をなす。  
 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しおくり方法（ただし、印刷にかえて印章を押し方法によることもできる。）とする。  
 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類と号数は、「けんき ほけつ」とする。

**大分県選挙管理委員会告示第二十九号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用紙  
 令和三年五月七日

封及び投票用紙に押すべき印を次のとおり定めた。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 不在者投票用紙 大分県選挙管理委員会の印  
 二 仮投票用紙 竹田市選挙管理委員会の印

**大分県選挙管理委員会告示第三十号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用紙に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

**大分県選挙管理委員会告示第三十二号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び選挙運動の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することとすることができる者に限る。）に対し支給することとできる報酬の最高額を次のとおり定めた。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額  
 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に当る旅客運賃により算出した実費額  
 2 船賃 水路旅行について、路程に当る旅客運賃により算出した実費額  
 3 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に当る旅客運賃により算出した実費額  
 4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一食につき二万二千円  
 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円  
 6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる報酬の額  
 1 基本日額 一万円  
 2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割

三 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる実費弁償の額

大分県報（選挙告示） 三

令和三年五月七日

1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれの1かららるまでに掲げる額  
 2 宿泊料（食事料を除く。） 一食につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額  
 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき二万円  
 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千円  
 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき二万五千円  
 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき二万五千円

**大分県選挙管理委員会告示第三十三号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における政治活動用示の1の確認の方法を次のとおり定めた。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

検印をもって行う。

**大分県選挙管理委員会告示第三十三号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙運動用示の1の確認の機式を次のとおり定めた。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における政治活動用示の1の確認の方法を次のとおり定めた。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和三年五月七日

備考  
 一 「選挙区」には、大分県議会議員選挙区の略名を記載し、「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。  
 二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

**大分県選挙管理委員会告示第三十四号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区分	住所	氏名
選挙長	竹田市大字会々二三四八番地一	滝老綱 眞 剛
選挙長職務代理者	竹田市久住町大字白丹四四八〇番地	木村 信 義

**大分県選挙管理委員会告示第三十五号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

令和三年五月七日  
 竹田市大字会々一六五〇番地  
 竹田市役所 三階 会議室

令和三年五月八日以後  
 竹田市大字会々一六五〇番地  
 竹田市選挙管理委員会事務局

**大分県選挙管理委員会告示第三十六号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員自任選挙区補欠選挙における開票の事務は、選挙場において選挙会の事務に併せて行い、  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

**大分県選挙管理委員会告示第三十七号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員自任選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時、次のとおりである。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
 一 場所 竹田市大学々々一六五〇番地  
 竹田市総合社会福祉センター  
 二 日時 令和三年五月十六日 午後八時

**大分県選挙管理委員会告示第三十八号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員自任選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時、次のとおりである。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
 一 場所 竹田市大学々々一六五〇番地  
 竹田市役所 三階 会議室  
 二 日時 令和三年五月七日 午後五時二十分

**大分県選挙管理委員会告示第三十九号**  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定により、令和三年五月六日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の総数の三分の一の総数（その総数が四十万を超え六十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。  
 令和三年五月七日

大分県選管委告示第三十六号

大分県選管委告示第三十七号

大分県選管委告示第三十八号

大分県選管委告示第三十九号

大分	三三二、三九五
別府	三三二、一〇三
中津	三二二、九七四
日田	二七、九七九
佐伯	二〇、〇五九
臼杵	二〇、八七一
津久見	四、九七九
竹田	六、〇九三
豊後高田	六、二七六
杵築	八、二三八
宇佐	二五、四三〇
豊後大野	二〇、〇八三
由布	九、四九一

大分県報（選挙告示）

令和三年五月七日

大分県報（選挙告示）

五

令和三年五月七日

大分県報（選挙告示）

六

国東市・姫島村 八、五三三  
 日出町 七、八五六  
 九重町・玖珠町 六、九三二

**大分県選挙管理委員会告示第四十号**  
 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員自任選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。  
 令和三年五月七日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
 五、四一七、一〇〇円

- 大分県報（選挙告示）
- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
  - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
  - 4 試験科目
    - 1 筆記試験
      - (一) 毒物及び劇物に関する法規
      - (二) 基礎化学
      - (三) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則第三条に掲げる劇物に限る。2において同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
    - 2 実地試験
      - 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
  - 5 提出書類
    - 1 受験願書（大分県福祉保健部業務室又は各保健所（保健部）に備え付けたもの） 正副各一通
    - 2 履歴書（受験願書（正）の裏面に印刷したもの） 一通
    - 3 戸籍謄本 一通
    - 4 写真（左記の条件を満たすもの） 一枚
      - (一) 受験願書提出前六箇月以内に撮影したものであること。
      - (二) 正面、上半身、無帽のものであること。
      - (三) 縦四センチメートル、横三・五センチメートルのものであること。
      - (四) 裏面に氏名及び生年月日記入すること。
  - 6 書類の提出先
    - 1 県内居住者（郵便による申込みは、受け付けない。）  
住居、勤務地等を所管する保健所（保健部）
    - 2 県外居住者（郵便による申込みを受け付ける。）  
大分市大手町三丁目一番二号（郵政番号 八七〇一八五〇）  
大分県福祉保健部業務室
  - 7 受付期間及び受付時間
    - 1 受付期間  
令和三年六月七日（月曜日）から同月十八日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるもの限り受け付け。

**告**

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三十三号）第八條第一項第三号の規定により、次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。  
 令和三年五月七日  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験の日時  
 令和三年八月三日（火曜日）午前十時から

二 試験の場所  
 大分市大手町三丁目一番二号  
 大分県庁舎本館二階正庁ホール  
 大分県庁舎新館十四階大会議室  
 大分市豊後三丁目十一番三号  
 公益社団法人大分県薬剤師会

注 今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況や国又は地方公共団体の外出自粛要請等の状況によっては、試験の延期や急務の対応など緊急連絡事項をお知らせする場合があります。これらの事項について変更がありましたら、大分県福祉保健部業務室のホームページ「令和三年度毒物劇物取扱者試験について」に掲載しますので、適宜確認してください。

三 試験の種類  
 1 一般毒物劇物取扱者試験

<h1 style="text-align: center;">大分県報</h1>		令和三年 五月十八日 号外(四)	(火曜日)
		日 次	
<b>選挙管理委員会告示</b> 大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における当選人の住所及び氏名……………一			
<b>○選挙管理委員会告示</b>			
大分県選挙管理委員会告示第四十二号 令和三年五月十六日執行の大分県議会議員竹田市選挙区補欠選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。 令和三年五月十八日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣			
住 所	氏 名		
大分県竹田市八住町字吉竹四三五六番地	吉 竹 悟		

令和三年五月十六日

大分県報号外(選挙区三)

1